

平成30年度 第1回津幡町総合教育会議 日程次第

日 時：平成30年6月21日（木） 15時30分

場 所：津幡町文化会館1階 研修室

1. 開 会

2. 協議・調整事項

- (1) つばた幼稚園の運営について
- (2) その他

3. 閉 会

※【委 員】

町 長	矢 田 富 郎
教 育 長	吉 田 克 也
教育委員	山 本 祝 男
	鳥 越 千 春
	正 元 喜 博
	大 西 寿雅子

【出席説明員等】

学校教育課長	羽 塚 誠 一
--------	---------

【事務局職員】

総 務 部 長	石 庫 要	総 務 課 長	吉 田 二 郎
教 育 部 長	竹 田 学		
教育総務課課長補佐	細 山 美 幸	教育総務課施設係長	安 多 剛
教育総務課庶務係長	藏 本 あゆみ		

津幡町総合教育会議の運営に関し必要な事項

第1 会議の招集

町長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議、調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第2 欠席の届出

委員は、会議の招集に応ずることができないときは、会議の開会前に、町長にその旨を届け出なければならない。

第3 議事進行

会議の議事進行は、教育部長が行う。

第4 説明員の出席

町長は、必要があると認めるときは、職員を会議に出席させ、協議、調整すべき事項について説明させることができる。

第5 傍聴

会議の傍聴の手続に関しては、津幡町教育委員会傍聴規則（平成20年津幡町教育委員会規則第9号）の規定を準用する。

第6 議事録

(1) 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 開会及び閉会に関する事項
- イ 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- ウ 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- エ その他町長が必要と認めた事項

(2) 町長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを教育委員会教育部教育総務課のホームページで公表するものとする。

第7 総合調整連絡会の設置

- (1) 町長は、会議において協議、調整すべき事項について、事前に関係部局相互の調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整連絡会を置くことができる。
- (2) 総合調整連絡会は、教育部長が主宰し、総務部長、総務課長、協議・調整事項に係る部、課長をもって構成する。

第8 会議の庶務

会議の庶務は、総務部総務課の協力の上、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

附 則

この事項は、平成27年7月7日から施行する。